

元町職員の収賄事件に係る判決について

令和7年6月11日に収賄の疑いで逮捕された元職員に対して、本日、判決が言い渡されました。

現在、全庁を挙げてコンプライアンスの徹底を図るとともに、事実関係の的確な把握による再発防止策について検討しているところです。

引き続き、町政への信頼回復に向け、公務の適正な運営に努めてまいります。

令和7年10月2日

海田町長 竹野内 啓佑

1 判決日時等

令和7年10月2日午前10時から

広島地方裁判所

2 判決内容

令和7年9月4日に行われた公判で検察から示された、懲役1年2か月、追徴金202,790円の求刑に対し、懲役1年2か月、追徴金202,790円、執行猶予3年の判決